

令和5年12月22日

長野県知事

阿部 守一 様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長 永藤 壽宮

令和5年度 長野県公共事業評価について（具申）

令和5年7月31日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見については、別紙のとおりです。

総 論

長野県においては、公共事業の実施に当たり、事業着手前、事業実施中、事業完了後の各段階で評価する公共事業評価制度が構築されており、本年度、この制度に基づき、新規評価5事業7か所、再評価10事業51か所、事後評価10事業10か所について、県から本委員会に意見聴取があり、県評価案の妥当性等について審議を行ったところである。各案件について、事業の必要性や進捗状況、事業効果の発現状況などの観点に加え、委員からの様々な意見も踏まえ審議を行った結果、いずれも県の評価案を妥当と判断した。

このうち、新規事業評価の審議においては、本年度から「新たな新規事業評価制度」の運用が開始され、事業実施の妥当性と事業着手の優先度の2つの視点から評価を実施した。優先度評価については、事業種別毎に多角的な視点により優先度を点数化する評価手法であり、今回評価した計画熟度が高い箇所では点数の差はあまり大きくなかったが、優先度の判断ができる手法になっていると考える。今後の運用に当たっては、事案の蓄積を通じて更なる運用改善を図り、よりよい事業採択の判断に活用されることを期待する。

また、本年度から事後評価の様式を見直し、事業完了後の効果や変化について、理解しやすい資料となっていることから、これらも活用して、事業の概要や効果などの情報を広く発信していくことを期待する。

新たに事業化する箇所については、地質調査などの必要な事前調査をできる限り詳細に実施するとともに、今回の再評価における事業期間の延長理由でみられた用地交渉の経緯や事業費の増額理由などを職員間で共有することにより、事業着手後の不慮の課題の発生を予防し、事業の着実な推進により事業効果が早期に発現されることを求める。

なお、本年度の審議においては、一部の箇所の現地調査に代えドローンによる動画を用いた説明などDXを活用した運営の工夫がなされていた。今後の審議にあたっては、調査箇所の特性に応じて、現地調査とドローン映像等による調査を適切に組み合わせ、よりわかりやすく効果的な調査となることを期待する。